

「新潟市議会の個人情報の保護に関する条例」(素案・骨子)

第1章 総則

○ 目的

個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営、個人の権利利益を保護することを目的としています

(改正後個人情報保護法(以下「法」という)第1条に相当する条文とする。以下同じ取扱い)

○ 定義

この条例における用語の意義について規定します(法第2条、第60条)

○ 議会の責務

議会は個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとします(法第12条)

(主な規定方針)

項目	改正後個人情報保護法	市議会条例(案)	市条例(現行)	
定義	個人情報	生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの、又は個人識別符号が含まれるもの	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	改正後個人情報保護法と同じ
	個人識別符号	個人に関する文字、番号、希望その他の符号等	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	(規定なし)
	要配慮個人情報	本人の人種、信条等本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	改正後個人情報保護法と同じ
	保有個人情報	行政機関等の職員が職務上作成、取得した情報で、組織的に利用、保管するもの	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	改正後個人情報保護法と同じ
	個人情報ファイル	保有個人情報を含む情報の集合物であつて、事務の目的を達成するために体系的に構成したもの	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	改正後個人情報保護法と同じ
	仮名加工情報	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した情報	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	(規定なし)
	匿名加工情報	特定の個人を識別することができないように加工し、かつ復元することができないようにした情報	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	(規定なし)

項目		改正後個人情報保護法	市議会条例（案）	市条例（現行）
定義	個人関連情報	個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報に該当しないもの	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	（規定なし）
	特定個人情報	（規定なし） （番号利用法によって定義されている）	マイナンバーをその内容に含む個人情報 （番号利用法との整合性を図る）	マイナンバーをその内容に含む個人情報
	保有特定個人情報	（規定なし）	職員が職務上作成、取得した特定個人情報で議会が保有するもの （番号利用法との整合性を図る）	職員が職務上作成、取得した特定個人情報で実施機関が保有するもの

第2章 個人情報等の取扱い

- 個人情報の保有の制限等
 個人情報の保有は事務遂行に必要な場合に限定かつ利用目的を特定すること、及びその目的の範囲を超えて保有を禁止することについて規定します (法第61条)
- 使用目的の明示
 書面に記録された情報取得時、本人に対する利用目的を明示することについて規定します (法第62条)
- 不適正な利用の禁止・適正な取得・正確性の確保
 違法、不当な行為を助長するおそれのある情報利用や、不正な手段による情報取得の禁止について規定します (法第63条～第65条)
- 安全管理の措置
 保有個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の安全管理措置を講ずるものとします (業務委託者にも適用) (法第66条)
- 従事者の義務
 従事者の守秘義務及び不当な目的での情報利用の禁止について規定します (法第67条)
- 漏えい等の通知
 情報漏洩、滅失、毀損等発生時、本人に通知することについて規定します (法第68条2)
- 利用及び提供の制限
 利用目的以外での情報の利用や提供の禁止について規定します (法第69条)
- 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求
 情報提供を受ける者に対し、適切な管理のための措置を要求することについて規定します (法第70条、第72条)
- 仮名加工情報の取扱いに係る義務
 仮名加工情報の提供の禁止、その他取扱いに関する義務について規定します (法第73条)
- 匿名加工情報の取扱いに係る義務
 匿名加工情報の取扱いに関する義務について規定します (法第123条2)

(主な規定方針)

項目	改正後個人情報保護法	市議会条例(案)	市条例(現行)
利用目的の明示、適正な取得	個人情報の取得は、原則として利用目的を明示しなければならず、偽りその他の不正の手段による取得の禁止	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	改正後個人情報保護法と同じ
安全管理措置	保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	改正後個人情報保護法と同じ

項目	改正後個人情報保護法	市議会条例（案）	市条例（現行）
従事者の義務	業務に関して知り得た個人情報の内容について、漏えい又は不当な目的利用禁止	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	改正後個人情報保護法と同じ
漏えいの通知	個人情報の漏えい、滅失、毀損等で権利利益の損害が大きいものが生じたときは本人に通知する	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	（規定なし）
利用及び提供の制限	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のための個人情報の利用不可 （例外）本人同意があるとき、行政機関の他の業務に必要で相当の理由があるとき、本人の利益になるときなど	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	改正後個人情報保護法と同じ

第3章 個人情報ファイル等

○ 個人情報ファイル

議長が定める個人情報について、個人情報ファイル簿を作成し、公表することについて規定します（法第75条）

○ 個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務登録簿を作成し、閲覧に供することについて規定します（法に規定されていませんが、現行の市条例に引き続き規定します）

（主な規定方針）

項目	改正後個人情報保護法	市議会条例（案）	市条例（現行）
個人情報ファイル簿の作成及び公表	保有個人情報ファイルについて、名称等法定の事項を記載した帳簿を作成・公表	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	（規定なし）
個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧	（規定なし）	個人情報を取り扱う事務を登録した帳簿を閲覧に供する （市施行条例との整合性を図る）	個人情報を取り扱う事務を登録した帳簿を閲覧に供する。

第4章 開示、訂正及び利用停止

○ 開示、訂正及び利用停止

保有個人情報の開示・訂正・利用停止の請求手続及び決定手続等について規定します
 決定期限は、現行の市条例の期間をと同等の期間を予定しています
 (法第76条～第95条、第97条～第103条)

○ 審査請求

開示・訂正・利用停止の決定又はこれらの請求の不作为に係る審査請求、並びに審査会への諮問手続について規定します
 審査会は、現行の市条例と同様に、新潟市情報公開等審査会を予定しています
 (法第105条～第107条)

(主な規定方針)

項目		改正後個人情報保護法	市議会条例(案)	市条例(現行)
開示・訂正・利用停止請求	請求権者	請求権者は本人のみ (法定代理人及び委任代理人を含む)	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	改正後個人情報保護法と同じ
	不開示情報の範囲	情報公開条例との整合性を図るため、開示・不開示情報を条例に追加することが可能	公務員の氏名は開示 (市情報公開条例との整合性を図る)	公務員の氏名は開示
	決定期限	請求日の翌日を1日目として30日以内 (延長30日以内)	請求日の翌日を1日目として14日以内 (延長30日以内) (市施行条例との整合性を図る) (特例)ただし、議長及び副議長が共に欠けている期間は決定期限の期間から除く	請求日から起算して15日以内 (延長30日以内)
	開示請求における手数料	条例で定める額の手数料を納めなければならない	手数料は無料 実費相当額を負担 (市施行条例との整合性を図る)	手数料は無料 実費相当額を負担
	審査請求	情報公開・個人情報保護審査会(行政不服審査法に基づく機関)に諮問	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く (市附属機関設置条例との整合性を図る)	(新潟市附属機関設置条例で規定)

第5章 雑則

- 適用除外
未分類または大量にある保有個人情報を検索することが著しく困難なものは第4章（審査請求除く）の適用除外とすることについて規定します（法第124条2）
- 開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等
請求者が容易かつ的確に請求できるよう、情報提供等の適切な措置を講ずるものとします（法第127条）
- 個人情報等の取扱いに関する苦情処理
個人情報等に関する苦情の適切・迅速な処理を務めるものとします（法第128条）
- 審議会への諮問
専門的知見に基づく意見聴取が特に必要な場合は、審議会へ諮問を行うことについて規定します
審議会は、現行の市条例と同様に、新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会を予定しています（法第129条）
- 施行の状況の公表
毎年度、条例施行状況の概要について公表するものとします（法第165条）
- 委任
条例の実施に必要な事項は議長が定めることとします
条例制定後、施行規程等を設けることを予定しています

（主な規定方針）

項目	改正後個人情報保護法	市議会条例（案）	市条例（現行）
個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的知見が必要な場合	審議会その他の合議制の機関に諮問することができる	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く（市附属機関設置条例との整合性を図る）	（規定なし） （審議会は新潟市附属機関設置条例で規定）

第6章 罰則

- 正当な理由なく個人情報ファイルを提供したときの罰則について規定します
(法第176条)
⇒ 2年以下の懲役、又は100万円以下の罰金（改正法・現行市条例と同じ）
- 不正な利益を図る目的で情報を提供、盗用したときの罰則について規定します
(法第180条)
⇒ 1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金（改正法と同じ）
- 職員が職務の用と異なる目的で個人の秘密文書を収集したときの罰則について規定します
(法第181条)
⇒ 1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金（改正法と同じ）
- 市域外における罪にも罰則を適用することとします（法第183条）
- 不正な手段により個人情報の開示を受けた者の罰則について規定します（法第185条）
⇒ 5万円以下の過料
(地方自治法の規定により条例で規定できる過料の上限は5万円であるため、
現行市条例と同じ)

(主な規定方針)

項目	改正後個人情報保護法	市議会条例（案）	市条例（現行）
正当な理由なく個人情報ファイルを提供	2年以下の懲役、又は100万円以下の罰金	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	改正後個人情報保護法と同じ
不正な利益を図る目的で情報を提供盗用	1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	2年以下の懲役、又は100万円以下の罰金
職員が職務と異なる目的で秘密文書収集	1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金	改正後個人情報保護法と同じ規定を置く	2年以下の懲役、又は100万円以下の罰金
区域外における罪に対する罰則	日本国外における罪にも罰則を適用	市の区域外における罪にも罰則を適用	市の区域外における罪にも罰則を適用
不正な手段により個人情報の開示を受けた者	10万円以下の過料	5万円以下の過料 (地方自治法の規定により、条例で規定できる過料の上限は5万円)	5万円以下の過料

附則

- 施行日 令和5年4月1日とします